

PCT出願の最初のステップ (First steps in filing a PCT application)

～エピソード 2～

毛利峰子

上級法務官

PCT法務・ユーザリレーション部

2025年11月13日

WIPO PCT 基礎ウェビナーシリーズ





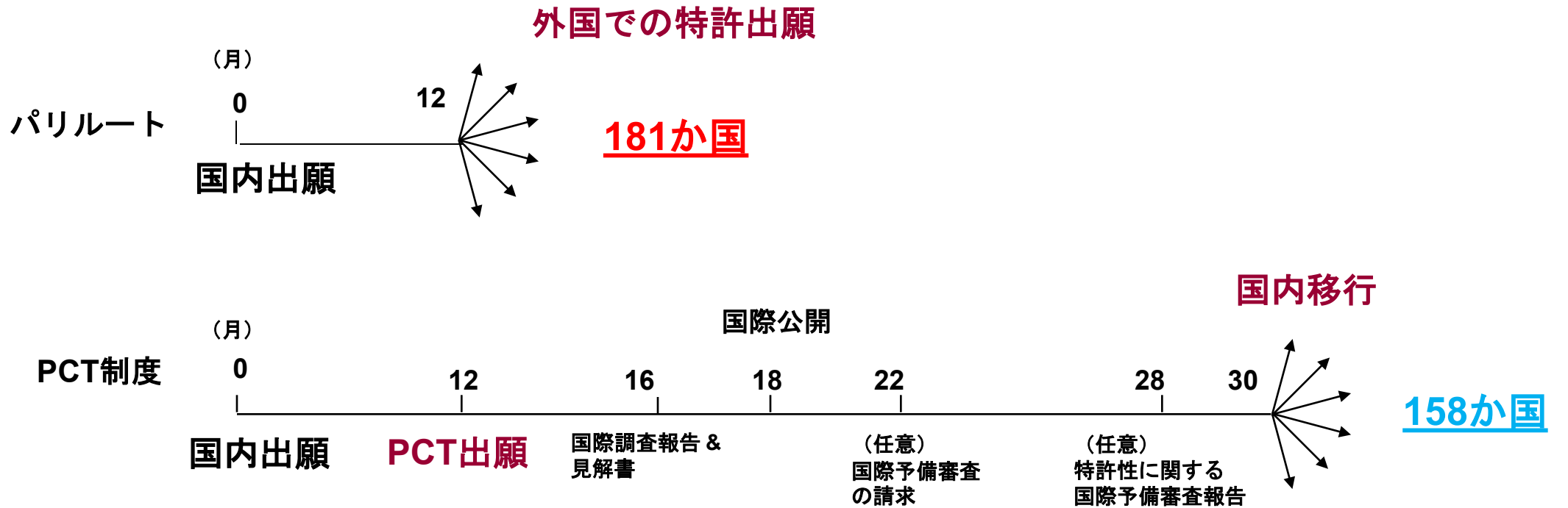
PCT出願の最初のステップ

(エピソード2)

今回の内容

- PCTの基本事項
- PCT出願（国際出願）の準備と要件（国際出願日、出願人）
- 国際出願を提出する受理官庁
- 国際調査報告及び見解書を行う管轄のある国際調査機関

複数の国で特許取得ーパリ制度 vs. PCT制度



国際出願(PCTルートでの出願の利点)



1つの国際出願で全加盟国を指定

1つの国際出願が、原則すべての加盟国（利用可能な全ての保護形態）の指定と優先権主張の効果をもつ



1つの特許庁（受理官庁）に出願



国際出願日 = 全加盟国での出願日

各指定国において、通常の国内出願と同じ効力（及び優先権主張）を有し、国際出願日が各指定国における特許出願日とみなされる



1つの方式を満たした出願



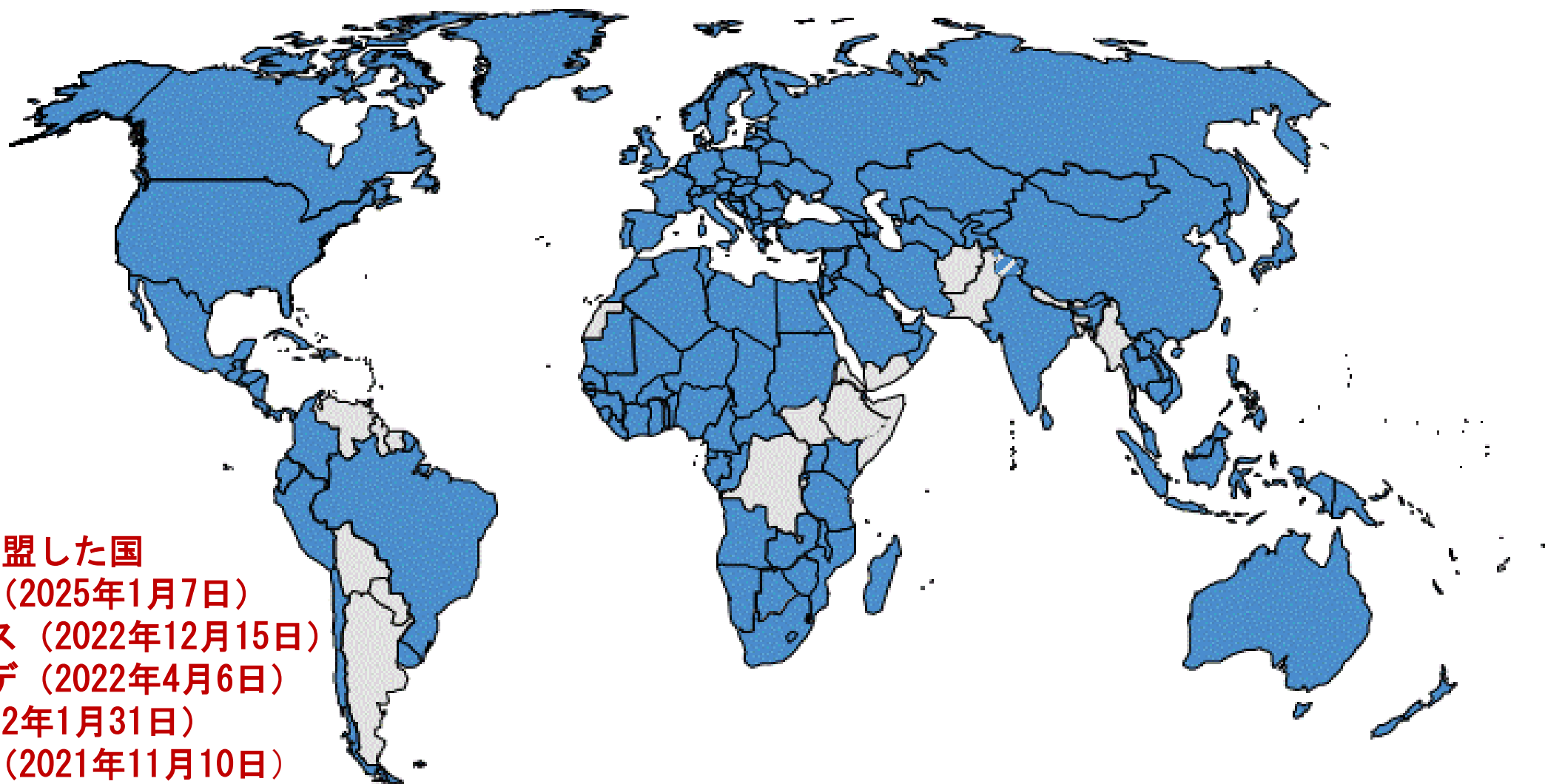
1つの言語で出願



どの国で特許保護を求めるかを考える猶予期間

各国での手続きを最大30か月まで延期

現在のPCTの適用範囲（158加盟国）



近年PCTに加盟した国

ウルグアイ（2025年1月7日）

モーリシャス（2022年12月15日）

カーボベルデ（2022年4月6日）

イラク（2022年1月31日）

ジャマイカ（2021年11月10日）

国連加盟国の中でPCTに参加していない国のリスト

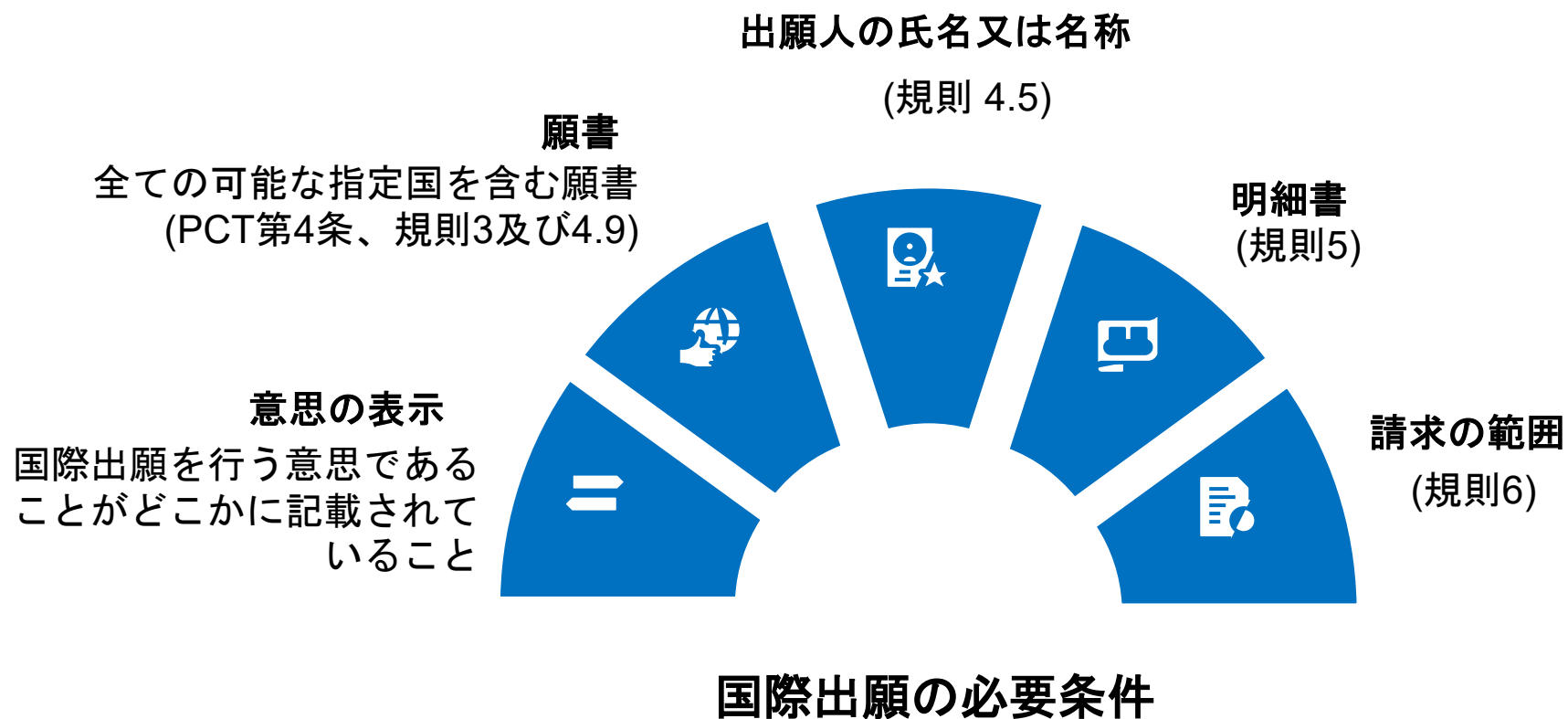
未加盟国 (35)

- ・アフガニスタン
- ・アンドラ
- ・アルゼンチン
- ・バハマ
- ・バングラデシュ
- ・ブータン
- ・ボリビア
- ・ブルンジ
- ・コンゴ民主共和国
- ・エリトリア
- ・エチオピア
- ・フィジー
- ・ガイアナ

- ・ハイチ
- ・キリバス
- ・レバノン
- ・モルディブ
- ・マーシャル諸島
- ・ミクロネシア
- ・ミャンマー
- ・ナウル
- ・ネパール
- ・パキスタン
- ・パラオ
- ・パラグアイ
- ・ソロモン諸島
- ・ソマリア

- ・南スーダン
- ・スリナム
- ・東ティモール
- ・トンガ
- ・ツバル
- ・バヌアツ
- ・ベネズエラ
- ・イエメン

国際出願日の認定のための必要要件 (PCT条約 11(1)) (1)



国際出願日の認定のための必要要件 (PCT条約 11(1)) (2)

注意事項:



国籍/ 住所

いずれの国際出願人も、国籍又は住所の欠如により、当該受理官庁に対して出願する資格を有しない場合
(規則18及び 19) : 又は



言語

国際出願が、当該受理官庁が許容する出願言語で行われなかった場合
(規則 12.1),



受理官庁は、その後の手続きのために、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に、当該国際出願を転送する (規則19.4)

国際出願日の取得に必要なとされない事項 (受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) へ提出する場合)

- 手数料の支払い
- 出願人の署名
- 国際調査又は国際公開に必要な翻訳
- 発明の名称
- 要約
- 図面 (図面の欠如に関しては、PCT条約14(2)と規則Rule 20.5を参照)

国際出願の出願人（PCT第9条、規則18）



出願人の種類

自然人（例：発明者）または法人（例：会社、大学、NGO）が出願人となります（2012年9月16日移行、米国においても同様）。

指定国

異なる指定国ごとに、異なる出願人を指定することが可能です（規則4.5(d））。

国籍/住所の要件

少なくとも1人の出願人は、PCT加盟国の国民または住所を有する者でなければなりません（規則18.3）。

国際出願の提出先－受理官庁（規則19）



国内官庁



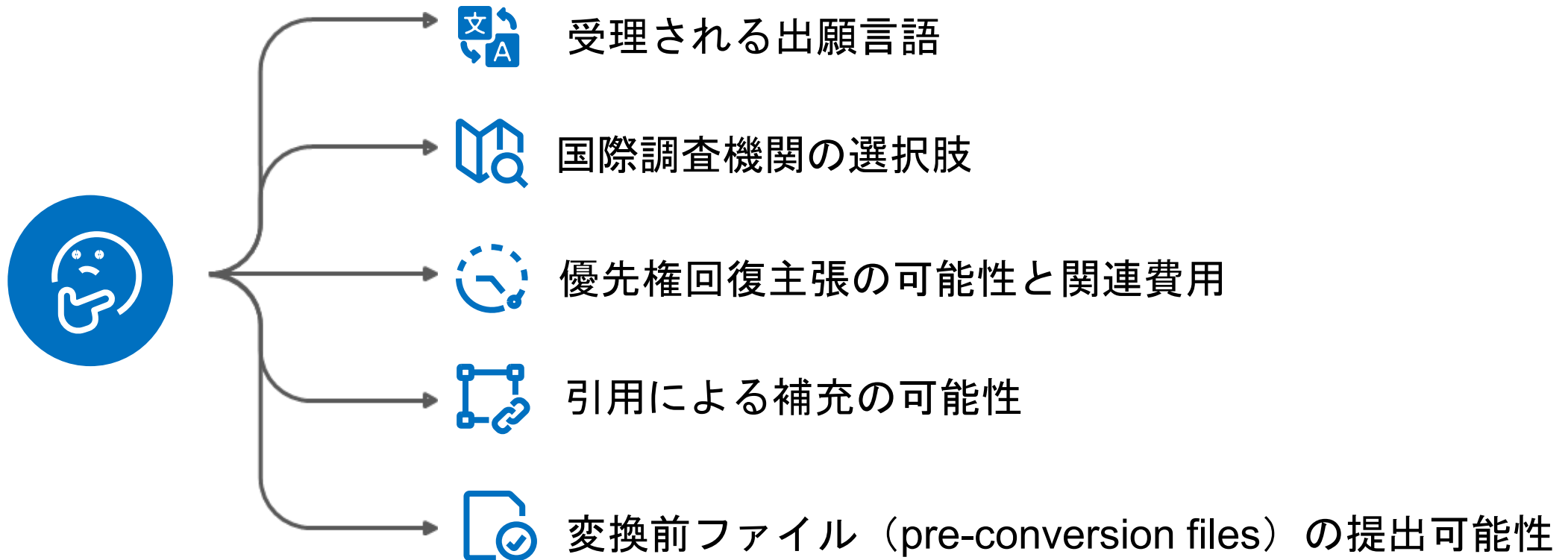
受理官庁としてのWIPO
国際事務局



広域官庁

詳細は、[PCT Applicant's Guide](#)（PCT出願人の手引）、International Phase（国際段階の概要）、General Information（一般情報）、Annex Bを参照

受理官庁の選択に際する考慮事項



管轄を有する国際調査機関（規則35）



受理官庁が管轄国際調査機関を指定
日本国特許庁に提出の場合には：
日本特許庁、欧州特許庁、シンガ
ポール特許庁又はインド特許庁



国際出願を国際事務局（RO/IB）に提
出した際には、出願人の国籍/住所地
に従って管轄する国際調査機関が定
まる



受理官庁が複数の管轄国際調査機関
を指定する場合には、出願人はその
中から選択できる

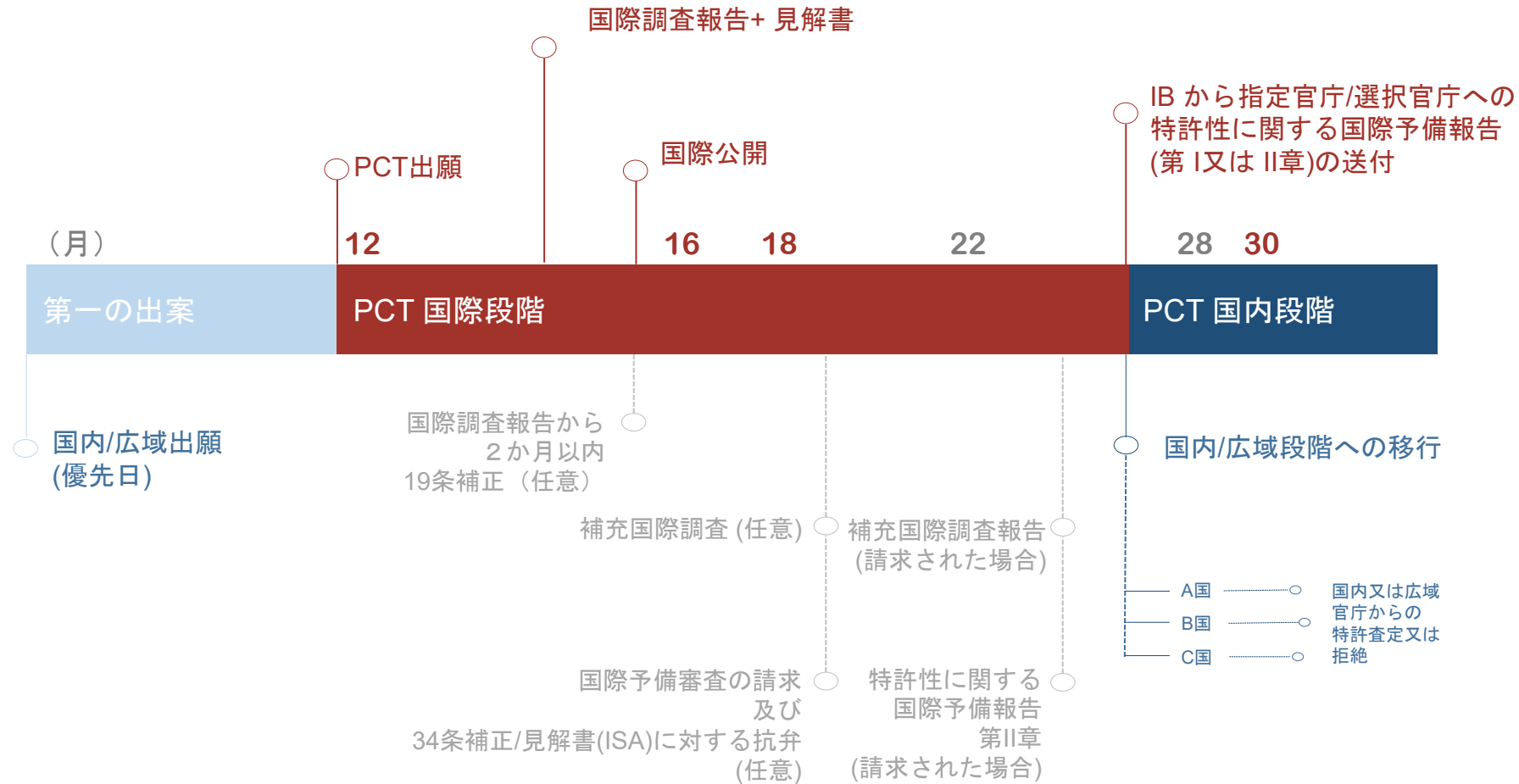


出願言語と翻訳文提出(の可能性)に注意



出願人は願書で国際調査機関を指定する
(第VII欄)

PCT手続きの流れ





PCT関連資料（10言語で提供）

様々なPCTに関する情報をご覧ください
いただけます

PCT制度 – 国際特許出願制度

- PCTニュースレター（配信可能）
- PCTサクセスストーリー
- PCT制度の利用方法
- PCT出願人の手引き
- PCTに関する法規
など

お気軽にお問合せください

PCT インフォライン（日本語可）：


pct.infoline@wipo.int

+41 22 338 83 38

(受付時間：ジュネーブ時間 9時～18時)



© WIPO, 2025

 Attribution 4.0 International (CC BY 4.0)

The CC license does not apply to non-WIPO content in this presentation.

